

戸籍・除籍・戸籍附票の写し 請求書

(あて先) 岡山市 区 長

本人確認のできるもの(有効な免許証・パスポート等)を添えて提出してください。

令和 年 月 日

窓口に来た方	住所		
	フリガナ		
	氏名	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
請求する方 <small>※窓口に来た方と違うときは委任状を添付するか、自署または記名押印してください。</small>	住所		
	フリガナ		
	氏名	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
私は、「窓口に来た方」に下記の戸籍証明書の請求及び受領を委任します。			

誰の戸籍が必要ですか	本籍	岡山市 区	
	フリガナ		
	筆頭者	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	フリガナ		
	本人	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
*個人事項証明・抄本・一部事項証明・連続した戸籍謄本のときは記入してください。			

何が何通必要ですか	戸籍全部事項証明(謄本)	通	戸籍個人事項証明(抄本)	通
	除籍全部事項証明	通	除籍個人事項証明	通
	除籍・改製原戸籍謄本	通	除籍・改製原戸籍抄本	通
	戸籍一部(記載)事項証明	通	除籍一部(記載)事項証明	通
	連続した戸籍謄本	出生・婚姻・転籍・() から 婚姻・死亡・現在・() まで セット		
	戸籍附票の写し(全部)	通	戸籍附票の写し(一部)	通
	本籍・筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要		*必要な理由	

この戸籍と請求する方との関係

- 本人 配偶者 子 父母 孫 祖父母 曾孫

*その他の場合は、下記のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記入してください。

請求理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他
------	--

権限書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証(写真有・無) <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()
------	--

* その他の注意事項は裏面に記載されています。

確認方法: 免許証・パスポート・マイナンバーカード・住基B・職員証

保険証・年金手帳・住基A・()

学生証・社員証・身分証・()

受付	作成	審査	受付番号
受付時間	:		

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記入について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記入してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記入してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記入してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記入してください。
2. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
3. 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
4. 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
5. 戸籍の附票の写しについて
戸籍の表示（本籍及び筆頭者の氏名）及び在外選挙人情報（在外選挙人名簿に登録された旨及び当該登録された市町村名）（以下、「戸籍の表示等」という。）の記載は原則省略になります。戸籍の表示等の記載が必要な場合は、その旨を記入してください。第三者（本人等以外の者）が戸籍の表示等を記載した附票の請求をする場合は、その理由を記入してください。
6. 本人確認書類について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
7. 権限確認書類について
窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。
8. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。